

報道関係者 各位

令和8年3月30日
山梨県県土整備部県土整備総務課
課長 長田 芳樹
電話 055-223-1671 (内線 7050)

「国土利用基本計画（山梨県計画）－第六次－及び土地利用基本計画」の策定について

県では、山梨県の区域における県土利用に関し必要な事項について定める「国土利用計画（山梨県計画）－第五次－」の全部を変更し、また、土地利用計画と合わせて「国土利用計画（山梨県計画）－第六次－及び土地利用基本計画」を令和8年3月に策定しました。

1 計画の概要

我が国では急速な少子化に伴う人口減少と高齢化が進み、自然災害や環境問題への対応が重要となっており、持続可能な県土作りの必要性はますます高まっています。

山梨県では、空き家・低未利用地、農地、森林などの有効活用等、広域的見地から土地の有効利用や転換といった調整を図り、それぞれの地域が持つ歴史、文化、自然などの地域特性や多様性を活かした多角的な取り組みを進めていく必要があります。

本計画は、国土利用計画と土地利用基本計画を一体化した県の総合的な土地利用マスタープランで、市町村計画や個別法に基づく各種計画の上位計画として機能するものです。前回の国土利用計画－第五次－（山梨県計画）における県土利用の質的向上を図る流れを継承しつつ、本格的な人口減少社会の到来やデジタル・新技術の急速な進歩等の社会経済情勢の急速な変化を踏まえ、地域の合意形成に基づいた土地利用の最適化やデジタル技術を活用した県土利用・管理の効率化・高度化といった新たな観点を追加し、持続可能で自然と共生した県土利用・管理を目指していくのもであります。

2 策定の経過

令和 5年 7月 国土利用計画（全国計画）－第六次－閣議決定
令和 7年 10月 関係団体等へ素案照会
令和 7年 11月 国土交通省との意見交換
令和 7年 12月 国土利用計画審議会の実施
令和 7年 12月 各市町村長への意見照会（随時、関係課と調整）
令和 8年 1月 パブリックコメント実施（1月9日（金）～1月23日（金））

3 資料

国土利用計画（山梨県計画）－第六次－及び土地利用基本計画（概要版）

※ 本文は県 HP をご確認ください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/kendosom/kokudoriyoukeikaku.html>

国土利用計画とは

- ・ 時代の潮流や変化に対応するとともに、将来を展望した山梨県の区域における国土（県土）の利用に関し必要な事項を定めるもの
- ・ 国が定める「全国計画」を基本として策定するものであり、市町村が定める「市町村計画」等、県土利用に関する諸計画の基本となるもの

県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題

本格的な人口減少社会の到来

- ・ 土地需要の減少、土地利用効率の低下、管理水準の低下

激甚化・頻発化する災害への対応

- ・ 被害を最小化し、速やかに復旧・復興できる県土の構築

自然環境の悪化・生物多様性の損失への対応

- ・ 管理水準の低下による良好な自然環境の悪化・劣化等による生物多様性の損失

県土利用の基本方針

* 1 : 自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある社会の実現を目指すインフラ整備の概念のこと。
* 2 : 土地の生き物や環境を保護して、自然の持つ力によって災害による被害を防止又は軽減させる取り組み・考え方のこと。

ア 地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理

- ・ 空き家・低未利用地の活用
- ・ 地域の合意形成に基づく管理方法の転換

イ 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理

- ・ 災害ハザードエリアでの開発抑制、安全な地域への誘導
- ・ 「流域治水」の推進

ウ 健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理

- ・ グリーンインフラ*1・Eco-DRRの活用*2
- ・ 地域資源を活用したローカルSDGs事業の推進

エ 県土利用・管理DX

- ・ 分野横断的な地域情報の一元的な把握による対策検討
- ・ 県土の課題に応じたデジタル技術の開発、実装の推進

オ 多様な主体の参加と官民連携による県土利用・管理

- ・ 空き家バンク等の官民連携の取組推進
- ・ 県民参加による「県土の県民的経営」

カ 首都圏広域地方計画との連携

- ・ 本計画の効果を十分に発揮するための首都圏広域地方計画との連携

利用区分ごとの規模の目標

基準年次：令和5年 計画目標年次：令和17年 単位：ha・%

利用区分等	令和5年	令和17年	構成比	
			令和5年	令和17年
農地	23,069	21,760	5.2	4.9
森林	347,429	347,350	77.8	77.8
原野等	1,972	1,970	0.4	0.4
水面・河川・水路	9,153	9,140	2.0	2.0
道路	12,184	12,970	2.7	2.9
宅地	19,422	20,350	4.3	4.6
住宅地	13,110	13,740	2.9	3.1
工業用地	1,477	1,630	0.3	0.4
その他の宅地	4,835	4,980	1.1	1.1
その他	33,298	32,990	7.5	7.4
合計	446,527	446,527	100.0	100.0
市街地	5,988	5,610	1.3	1.3

利用区分別の基本方向

農地

- ・ 食料の安定供給に必要な優良農地の確保
- ・ 農地の集積・集約化
- ・ スマート農業の推進

森林

- ・ 水源かん養等の多面的機能の維持
- ・ 経営管理の集積・集約化
- ・ 県産材の利用促進

原野等

- ・ 湿原・草原などは生態系・景観の観点から保全
- ・ その他の原野は地域の自然環境に配慮しつつ適正利用

水面・河川・水路

- ・ 安全性向上のための整備と管理
- ・ 健全な水循環の維持・回復
- ・ 良好な水辺空間の保全・創出

道路

- ・ 地域間交流促進と災害時の輸送確保
- ・ 安全・安心な生活・生産基盤の整備
- ・ 環境に配慮した道路整備

宅地

- ・ 住宅地：都市集約化、耐震・環境性能向上、空き家活用
- ・ 工業用地：企業立地促進、工場跡地の有効利用
- ・ その他の宅地：中心部への集約、災害リスク配慮。

なお、近年増加している外国資本による土地取引に関しても、関係市町村との連携を図りながら、国土利用計画法を始めとする土地利用関係法に基づいた適切な運用を図る。

土地利用基本計画とは

- 都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすもの
- 山梨県内の土地を「五地域区分（都市・農業・森林・自然公園・自然保全）」に分類し、それぞれの地域特性に応じた適正な土地利用を図っていく

土地利用の原則（五地域区分）

都市地域

良好な都市環境の確保、形成及び機能的な都市基盤の整備等に配慮しつつ、既成市街地の整備を推進

農業地域

現況農用地は極力その保全と有効利用を図るとともに、県土の有効利用、生産性の向上等の見地から農用地区域として今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備

森林地域

森林の持つ公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることにかんがみ、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する諸機能が最高度に発揮されるよう、その整備を図る

自然公園地域

自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養及び教化に資するものであることにかんがみ、優れた自然の保護とその適正な利用を図る

自然保全地域

自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、広く県民が、その恩恵を享受するとともに、将来の県民に自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図る

五地域区分の現況面積

令和7年度時点面積

区分		面積 (ha)	割合 (%)
五地域	都市地域	86,367	19.3
	農業地域	294,472	65.9
	森林地域	347,388	77.8
	自然公園地域	121,207	27.1
	自然保全地域	2,144	0.5
	計	851,578	190.7
白地地域		1,922	0.4
合計		853,500	191.1
県土面積		446,527	

五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

五地域区分	細区分	都市地域		農業地域		森林地域		自然公園地域		自然保全地域	
		都市街途化区域及び域	調整街区域	農用地区域	その他	保安林	その他	特別地域	普通地域	特別地区	普通地区
都市地域	市街化区域及び用途地域	×									
	市街化調整区域	×	×								
農業地域	農用地区域	×	←	←	×						
	その他	×	①	①	×						
森林地域	保安林	×	←	←	×	←					
	その他	②	③	③	④	⑤	×				
自然公園地域	特別地域	×	←	←	←	←	○	○			
	普通地域	⑥	○	○	○	○	○	×			
自然保全地域	特別地区	×	←	←	←	←	○	○	×	×	
	普通地区	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×

- ① 制度上又は実態上、一部の除外を除いて重複しないもの。
- ② 相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先する。
- ③ 相互に重複している場合は、両地域が両立するよう調整を図る。
- ④ 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認める。
- ⑤ 都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努める。
- ⑥ 森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用を認める。
- ⑦ 原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認める。
- ⑧ 森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認める。
- ⑨ 自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的な利用を図る。